



平成 25 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 バ ッ フ ァ ロ ー
代表取締役社長兼
代表者名 執行役員営業本部長 坂本 裕二
(J A S D A Q コード番号 3 3 5 2)
取締役兼
問合せ先 執行役員管理本部長 日下部 直喜
電 話 048-256-6213

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更
並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 24 年 4 月に全国証券取引所の有価証券上場規程等が改正され、単元株式数が 100 株又は 1,000 株以外の上場会社は、単元株式数を 100 株とするよう努めることとされました。

これを踏まえ、1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単元とする単元制度の採用を行います。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の有する当社普通株式を 1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式の分割前の発行済株式数	20,616 株
② 株式の分割により増加する株式数	2,040,984 株
③ 株式の分割後発行済株式数	2,061,600 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	6,800,000 株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 9 月 13 日 (金) (予定)
② 基準日	平成 25 年 9 月 30 日 (月)
③ 効力発生日	平成 25 年 10 月 1 日 (火)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火）

（参考）平成 25 年 9 月 26 日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 8 月 14 日開催の取締役会決議により、平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 7 条以下の条文番号を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び同第 2 条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>68,000</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,800,000</u> 株とする。
（新 設）	<u>（単元株式数）</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。
第 7 条～第 31 条 （ 条文省略 ）	第 8 条～第 32 条 （ 現行どおり ）
（新 設）	<u>附 則</u>
（新 設）	第 1 条 <u>第 6 条の変更及び第 7 条の新設並び</u> <u>にこれに伴う条文番号の繰下げの効力</u> <u>発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u>
（新 設）	第 2 条 <u>前条及び本条の規定は、効力発生日を</u> <u>もって削除する。</u>

5. 期末配当の修正

上記の株式分割に伴い、平成 26 年 3 月期の 1 株当たり予想配当金を、以下の通りといたします。

	1 株当たり配当金		
	第 2 四半期末	期末	年間
前回予想 (平成 25 年 7 月 31 日)	1,500 円	1,500 円	3,000 円
今回予想	1,500 円 (注 1)	15 円 (注 2)	1,515 円 (注 3)
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	1,500 円	1,500 円	3,000 円

(注 1) 第 2 四半期末 (中間) の 1 株当たり配当金は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(注 2) 期末の 1 株当たり配当金は、株式分割後の株式数を基準に実施いたしますので、1,500 円を 100 分の 1 にした 15 円となります。

(注 3) 年間の 1 株当たり配当金は、株式分割前の第 2 四半期末の配当金と株式分割後の期末配当金を合計したものであり、株式分割前に換算すると期末配当は 1 株当たり 1,500 円、年間配当は 1 株当たり 3,000 円となり、実質的な変更はありません。

以上